

会 議 記 録

会 議 名	令和 6 年度第 2 回菊川市子ども・子育て会議
日 時	令和 6 年 9 月 20 日（金） 午後 6 時 00 分～午後 7 時 50 分（1 時間 50 分）
場 所	東館 3 階 E301 会議室

■出席者	鈴木委員、勝又委員、板倉委員、藤谷委員、大林委員、妻木委員、望月委員、落合委員、藤田委員、黒田委員、深津委員、藤原委員、榛葉委員、増田委員（オンライン出席）、土肥アドバイザー（オンライン出席） 森下こども未来部長、諏訪部健康福祉部長、岡本教育文化部長、西川こども政策課長、松村統括園長、佐藤こども政策課長補佐、木下幼保こども園係長、赤堀こども政策係長、吉川主事、堀川子育て応援課長、武藤子育て応援課主幹兼こども保健係長、濱野家庭支援係長、ランドブレイン(株)松波氏、名田氏
■説明内容 （西川こども政策課長） （鈴木会長）	開会 挨拶 改めまして、皆様、こんばんは。 本日はお忙しいところ、「第 2 回菊川市子ども・子育て会議」にお集まりいただき、ありがとうございます。 さて、7 月に行われた第 1 回の会議から少し時間が経ちましたが、前回は、この「子ども・子育て会議」が担う役割や、本年度策定する「こども計画」の概要などについて説明を受け、委員の皆様から、様々なご意見を伺うことができました。 本日の会議では、協議事項として、「第 2 期菊川市子ども・子育て支援事業計画の令和 5 年度評価」と「特定教育・保育施設の利用定員の設定」の 2 点について、皆様にお諮りをいたします。いずれも、重要な事項でありますので、活発なご審議をお願いいたします。 その上で、報告事項として、「菊川市こども計画の施策体系」について、事務局から報告となります。本日の報告につきましても、計画案の一部を抜粋したものにありますが、「こども施策に関する事業案」に関するものが中心と伺っております。こちらに関しましても、皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。 それでは、限られた時間でございますが、円滑な議事の進行にご協力をお願いしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。 （西川こども政策課長）出席委員の確認（15 名中 14 名の出席）、審議会の成立宣言、資料の確認 （鈴木会長）議事へ移行、進行を会長へ依頼 それでは、議事に移ります。 協議事項「①第 2 期菊川市子ども・子育て支援事業計画の令和 5 年度評価について」であります。事務局より説明を求めます。

(事務局)	○第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画令和5年度評価についての説明 「第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画令和5年度評価について」(資料1) ・訂正箇所の説明 ・子ども・子育て支援事業計画の説明 ●令和5年度評価について それでは、子ども・子育て支援事業計画の令和5年度評価について説明させていただきます。 資料1の3ページをご覧ください。3.総合評価・項目別評価の総合評価は、2ページに記載されている算出方法により、令和5年度の評価を行った。総合評価では、5ページから記載している個別事業評価の評価点を、合計・平均化した数値を評価合計点としている。評価の基準は、評価合計点が90点以上だとA評価、80点以上90点未満だとB評価、70点以上80点未満だとC評価、70点未満だとD評価となる。令和5年度では、総合評価は前年度から上がってA評価となり、評価合計点は前年度より1.2ポイント上昇した。これは、新型コロナウイルス感染症対策の規制がより緩和され、令和4年度よりも多くの事業がコロナ禍以前に近い水準で行うことができたことによるものである。 3ページ下段、項目別評価について説明させていただく。項目別評価は、1ページに記載している1～4の基本目標ごとに、振り返りを行ったものとなっている。 1つ目の「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会の構築」については、市内の小学校で放課後子ども教室を実施した。また、保育環境の向上を目的に、感染症対策として使用済み紙おむつを処分するためのゴミ箱を購入した市内保育施設に補助を行った。 2つ目の「子どもから若者まで安心して成長できる環境の提供」については、乳児とその家族に絵本を贈り、絵本を通じたふれあいのきっかけをつくるため、6ヵ月児健診に訪れた延べ314人のお子さんに対し、ブックスタート事業を実施した。 3つ目の「多様なネットワークによる子育て力の強化」については、地域への防犯の向上を図るため、自治会を対象にLED防犯灯の新規設置補助、蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への取り替え補助を実施した。 4つ目の「仕事と生活が調和した社会の実現」については、女性の就労を支援するため、PCスキルの習得や、就職に関する不安や悩みを解消するセミナーや、企業訪問、合同説明会等を実施した。 各項目において、既存事業の充実等が図られ、それぞれの項目について推進できたと考える。 続いて、4ページをご覧ください。アウトカム指標の説明をさせていただく。出生数は昨年度より31人減少し295人、婚姻数は24組減少し405組となった。4月1日現在の保育所等における待機児童数は昨年度同様0人、放課後児童クラブにおける待機児童数は51人となっている。また、毎年企画政策課で実施している市民アンケート調査結果より、「子育てしやすいまちだと思ふ」という設問に対する満足度は75.2%、「安心して子どもを育てられるまちだと思ふ」という設問に対する満足度は78.0%という結果になり、多少数字は下がっているが、満足度は市民アンケート全体の設問の中でもベスト10に入っている。「子どもが安全・安心に通うことのできる教育環境が整うまちだと思ふ」という設問に対
-------	---

する満足度については67.8%という結果になり、0.3ポイント上昇した。
最後に子ども（幼児～中学生まで）の交通事故発生件数については、昨年度より5件増加し28件となった。

28件の内訳については、横断歩道、横断中での歩行者事故が4件、自転車に乗っているときの事故が3件、乗用車に同乗中での事故が21件となっている。

残念ながらアウトカム指標は全体的に下降傾向となってしまったが、関係各課とも連携しながら、子ども・子育てに対する課題の解消に向けて取組を進めていく。アウトカム指標の項目については、3ページで記載している総合評価や、評価合計点には影響する部分がないので、ご承知おきいただきたい。

◎個別事業評価

次に、5ページから9ページの個別事業評価について、説明させていただく。
この事業については計画書に掲載している99の事業のうち、国の第2期計画の指針等にあわせて精査した41事業について、進捗状況を報告させていただいている。この個別事業について、各年度の目標値に対する実績値を2ページの評価方法に基づき評価を行っていく。目標に対し80%以上の進捗の場合はA評価、50%以上80%未満の場合はB評価、20%以上50%未満の場合はC評価、20%未満の場合はD評価とし、A評価以外の事業や、A評価であっても目標値に対して実績値が届いていない事業については、備考欄に目標未達成の主な理由や補足事項について記載している。今回は、時間の都合上、令和4年度評価と比較し、評価が変わった事業について主に説明する。

5ページをご覧ください。基本目標1施策1事業No. 2の妊婦健康診査・産婦健康診査助成について、令和4年度はA評価だったが、令和5年度は妊娠届出者数の減少により、目標値4,576回に対し実績値が3,559回であったため、B評価となった。

基本目標1施策2事業No. 15の病後児保育事業について、病後児保育利用のための登録者数が、20人から19人と減少したため、令和4年度はA評価だったが、令和5年度ではB評価となった。19人という実績値は今年度新規に登録した人数ではなく、過年度から登録している人数となる。令和5年度中の新規登録者はいなかった。

6ページに記載されている、基本目標1施策3事業No. 33の小学生食育体験事業について、令和4年度はA評価だったが、令和5年度は実施する学校が1つ減ったため、B評価となった。実施しなかった学校については、学校独自で、市としての食育体験事業に置き換わる事業を行っている。

基本目標1施策4事業No. 47の家庭児童相談室による相談について、令和4年度はB評価であったが、相談件数の増加により、令和5年度はA評価となった。7ページに記載されている、基本目標2施策1事業No. 62のT-1グランプリの開催について、令和4年度はD評価であったが、令和5年度はA評価となった。これは、令和4年度までは新型コロナウイルス感染症対策の為、事業を実施できていなかったが、令和5年度は実施したことによるものである。8ページに記載されている、基本目標3施策2事業No. 85の地域防災訓練への参加の啓発について、令和4年度はC評価だったが、地域防災訓練に参加する人数が増加し、令和5年度はB評価となった。

◎重点項目

10ページをご覧ください。

5.重点項目（子どもの数の推計と実績）について、人口の推計値について中間見直しを行ったため、表を2段にして記載している。令和4、5、6年度の、推計列上段の数値は中間見直し後の数値、下段の（）内は中間見直し前の数値となっている。

	ここに記載されている数字は、各年度3月末現在で、菊川市に在住しているこどもの数を示している。 特に0～5歳のこどもの数については、グラフを見ても分かるように中間見直しにより下方修正した推計値をさらに下回る実績となり、少子化が深刻な課題となっている。 11ページをご覧ください。 6.～7.の重点項目において、各表の令和4年度以降の計画値について、中間見直し後の数値を上段に、中間見直し前の数値を下段に（）書きで記載している。 1号認定～3号認定までの認定区分について、説明させていただく。 1号認定は「定期的な保育は必要なく、教育のみを希望する満3歳～満5歳（小学校就学前）までのこども」を指している。利用できる施設は、認定こども園（1号の定員設定のある施設）、幼稚園である。2号認定は、「保護者のいずれもが保育を必要とする事由のいずれかに該当し、定期的な保育を希望する、満3歳～5歳（小学校就学前）のこども」を意味しており、認定こども園と保育園の利用が可能になる。最後に、3号認定は、「保護者のいずれもが保育を必要とする事由のいずれかに該当し、定期的な保育を希望する0歳から2歳までのこども」をいい、認定こども園、保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設の利用が可能である。 中間見直し後の将来人口推計を基に、1号認定及び2号認定の教育ニーズ、保育ニーズ、3号認定の保育ニーズを算出している。 ①教育ニーズについて 令和5年度では、1号認定及び2号認定の教育ニーズについて、計画値において、量の見込みとして578人をニーズとして把握しており、確保の方策として市内幼保施設で693人分の受け皿を用意させていただいた。実績値について、1号認定の入所者数は382人という結果となり、受け入れに余裕がある状況だといえる。 1号認定及び2号認定の教育ニーズの実績値の入所者数のうち2号認定の教育ニーズについては、利用者へアンケート調査等を実施しなければ把握できないため、実績値については「―」で表示している。確保の方策の確認を受けない幼稚園は「新制度未移行幼稚園」となり、市内に該当する園がないため、「0」となっている。 ②保育ニーズについて 2号認定の保育ニーズについては、計画値において、量の見込みを593人としており、確保の方策として754人分の受け皿を用意させていただいた。実績値として、申込者数は781人、実際の入所者数は775人という結果になった。 12ページをご覧ください。 ③3号認定の保育ニーズについて 3号認定（0、1、2歳児）の保育ニーズについては、計画値として、量の見込みを528人としており、確保の方策として516人分の受け皿を用意させていただいた。実績値について、申込者数は665人であり、実際の入所者数は520人となった。0歳児について、申込者数が184人、入所者数が80人という結果になったのは、保育所を申し込んだものの、育休取得の関係で入所時期を遅らせる保護者が多かったためである。 13ページをご覧ください。
--	--

	①延長保育事業について この事業は、保護者の勤務条件や家庭の事情等により施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業である。 中間見直しにより計画値を386人としていたが、実績値は296人となった。 施設数が1増加したのは、令和5年4月より、小規模保育事業所のあいキッズランドカルガモ園が開園したためである。実績値の利用者数が減ったのは、時短勤務を活用し、元々予定している保育の利用時間内にお迎えが間に合うよう保護者が増えたからと推測している。 ②一時預かり事業（幼稚園型）について この事業は施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業である。対象は幼稚園や認定こども園に入所し、通常利用時間外の保育を必要としている園児である。 1号認定のこどもの減少により、計画値の7,700回に対し、実績値は7,184回と、計画値を下回る結果になった。 ③一時預かり事業（幼稚園型を除く）について この事業は、通常保育の対象とならない乳幼児で、保護者の病気や入院、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な乳幼児に対し、保育を実施する事業である。対象は、保育所等未入所の乳幼児となっている。計画値の量の見込みが実績値よりも大幅に多く設定しているのは、現在の利用者以外にも子育てに関して心理的・身体的不安を抱えている保護者の潜在ニーズを加味した数値を計上しているためである。利用回数は962回となり、計画値の1,480回に対して約65%に相当する結果となった。 14ページをご覧ください。 ④病後児保育事業について けがや病気の回復期にあるが集団保育が困難で、保護者の勤務等やむをえない事由により家庭による保育が困難な乳幼児を対象に行う保育事業である。 当事業において、利用者数を増やすことが目標ではなく、いつでも利用できる体制を整えるため、中間見直しでは利用できる登録者数を増やすことを目標とした指標で評価ができるよう変更している。上の表が中間見直し前の、指標を「病後児保育事業延べ利用者数」としていた時点のもので、下の表が見直し後の、指標を「登録者数」としたものとなっている。個別評価を説明する際にも報告したが、令和5年度は19人となった。 ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について この事業は乳幼児や児童を預かってほしい市民と預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業である。 目標値32回に対し、実績値は64回となり、年々利用回数が増加している。 ⑥地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）について この事業は、乳幼児とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供し、子育てに役立つ情報のお知らせや、子育てに関する悩みに関する相談を行う事業である。 計画値の量の見込みである3,801人に対し、実績値の利用者数は3,256人という結果になった。計画値の人数には及ばなかったものの、令和4年度と比較して利用者数は増加した。 ⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について この事業は、市内に住む生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、保
--	---

	健師が訪問し、母子の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供を行う事業である。 令和5年度は計画値の373人に対し、実績値は282人となった。 15ページをご覧ください。 ⑧養育支援訪問事業について 子育てに対して不安や孤立感を抱える保護者、虐待をしてしまう恐れがある保護者など、支援が必要と判断される家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行う事業である。令和5年度においては、見守りや支援が必要な家庭が多かったため、量の見込みである156人に対し、実績の訪問人数は212人となり、量の見込みを大きく上回った。 ⑩放課後児童健全育成事業について この事業は、小学校1年生～6年生のこどもに対し、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与える事業である。5ページの個別事業評価でも記載しているが、申込者数の増加に対し、学校ごとに定員が異なるため、待機児童が51人生じる結果となった。 16ページをご覧ください。 ⑪放課後子ども教室及び⑫新・放課後子ども総合プラン事業について 事業実施校数が量の見込みと比較し少なくなっている。新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和により、令和4年度と比較すると事業実施校数は増加しつつあるものの、事業を実施するための参加者を募集したが集まらなかったなどの要因により、令和5年度の実績としては4校となった。 ⑬利用者支援事業について この事業は、こどもとその保護者、または妊婦さんが子育て支援サービスを円滑に利用できるように、相談支援を行うものである。計画を開始した令和2年度から、令和5年度まで継続して、実績として事業を実施している。 「第2期子ども・子育て支援事業計画評価書」についての説明は以上。
(鈴木会長)	事務局の説明ありがとうございます。皆様からの御質問・御意見を頂戴したいと思いますが、何かございますでしょうか。
(委員)	3点ほどお聞きしたい。 1点目：3ページの3. 総合評価・項目別評価のところに、「広がるつながる子育てのわきくがわ」とあるが、ここは「基本目標」でなくて、「基本理念」ではないのか。
(事務局)	おっしゃるとおり、3ページの表記については誤り。「基本目標」を「基本理念」に修正する。
(委員)	2点目：5ページから続いている個別事業評価について。説明の中で41事業に絞ったとあったが、最終的に令和6年度のときには全ての事業Noの評価をここに載せるのか。まだ中間なので少ないと思うが。
(事務局)	先ほどのこちらからの説明の中でも申し上げたが、こちらの個別事業評価41事業を評価している。この個別事業では国の第2期計画の指針等に合わせて精査した41事業を評価することとなっており、全ての事業を評価するわけではない。

(委員)	3 点目：13ページの一時預かりについて。実人数は何人が分かるか。
(事務局)	御質問いただいた延べ人数については、今資料を持ち合わせていないので、また別の機会にお答えさせていただく。
(鈴木会長)	そのほか何か御意見・御質問ございますでしょうか。
(委員)	1 点目：8 ページの若者の就労・就業支援。この若者というのは、もう学校を卒業してしまった人が対象なのか。いくつまでの対象ということではなく、自分が若者だと思えば就労支援を受けられるのか、教えていただきたい。
(事務局)	若者の年齢の定義については、定めていない。
(委員)	2 点目：ここには出てこないが、外国人のこどもたちで、日本の小学校ではなく、例えばブラジル人学校に通っているようなこどもたちへの支援はどのように考えているのか。
(事務局)	子ども・子育て支援事業計画の41ページをご覧頂きたい。No. 59、60で、外国人支援員の配置、虹の架け橋への支援と、直接的なお子さんへ対する支援というわけではないが、こういった支援を行っているところである。 また、現在策定中のこども計画においては、菊川市外国人が非常に多いという所もあるので、そういったところも含めて計画に入れていきたいと考えている。
(委員)	ぜひお願いしたい。結局日本の学校へ行かず、ブラジルの学校へ行って、日本語を学習しているこどもたちがたくさんいる。日本で暮らす以上必要なんだけど、そういったことへの支援が全く見られない。現在、定住化の問題とかいろいろ出ていて、結局は日本語の壁というものが外国人にのしかかっているんで、その部分を補強していただけるような支援をお願いしたい。実際に学習しているこどもたちはたくさんいるけれど、日本語の壁を乗り越えるのは大変難しいので。そういったところを支援していただけるといいなと思っている。
(鈴木会長)	よろしいでしょうか。菊川市の地域性を考えると、この部分は非常に大きなところでもあるので、また新たな政策の中で具体的な何か打ち出していただけるとオリジナリティがさらに際立ってくると思います。 そのほか、何か御意見・御質問ございますでしょうか。
(委員)	2 つある。 1 点目：7 ページの事業No. 47の家庭指導相談室による相談。相談件数が増えているが、増えている要因はどのようなことかということと、どのような相談内容があるのか教えていただければと思う。
(事務局)	家庭児童相談室の相談件数が伸びている件について、評価書では延べ件数だが、1 つの家庭に関して、何回も継続して相談を受けるケースが多くなっているというのが事実で、その影響で回数が増えている。要因的な問題、経済困窮の問題、こどもに関する心配ごと、学校の問題等様々だが、それに対応する専門的な職員が常時対応をしているので、相談件数も増えて、丁寧な対応をしている。
(委員)	2 点目：16ページの⑪と⑫について。放課後子ども教室や新・放課後子ども総合プラン事業は量の見込みを下回っているが、それについて内容の見直しや効果測定、質の向上については具体的にどのようなことをされているのか。

(事務局)	放課後子ども教室については、6ページの上から2、3段目に放課後子ども教室事業ということで少し記載している。実は令和2年度のコロナ禍に入る前までは全校で放課後子ども教室を実施していた。令和2年度のコロナ禍のときに一旦開催をやめて、0小学校になった。そこから少しずつ回復して、昨年度は4小学校となっている。これについては放課後子ども教室のコーディネーターという方がいて、各地区のボランティアを集めてやっているが、一度令和2年度に休んでしまった関係で、高齢化も影響してコーディネーターやボランティアが集まらない。子どもたちに参加を呼びかけても集まらない。いろいろなことが重なって、令和5年度の開催校は4小学校となっている。今後については、全学校でやりたいため、コーディネーターを集めていろいろな話し合いをしている。全ての学校でなるべく開講していくということで目標に置いているが、人力的なことがあるので、地道に少しずつ増やしていくような形で努力していきたい。
(委員)	たとえばコミュニティ協議会や市民団体との連携は考えているか。
(事務局)	今年度コミュニティスクールを全ての学校で開催した。これは学校と地域を結んで、なるべく学校に地域の方が入っていただいて、地域と学校でともに子どもを育てる。そういった取り組みを行っているので、放課後子ども教室にもボランティア等で関わっていく方がいる。学校運営協議会を設置しているけれど、そういったところの中でも相談させていただいて、いかにボランティアの方に来ていただくか相談していきたい。
(鈴木会長)	ありがとうございました。放課後児童クラブも待機児童が多い。放課後子ども教室のほうも一回離れてしまうとなかなか復活が難しいということ。小学生の放課後の時間、学校と家庭の間をつないでいく場所・活動という所は子育て支援の中でも重点だと思うので、いろいろとアイデアを出しながらやっていただきたい。 時間もあるので、ここで質疑を終了させていただきます。御質問・御意見いただいた委員の方ありがとうございました。 それではお諮りをいたします。協議事項「①第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度評価」について承認される方は挙手をお願いします。
(委員)	(挙手) 挙手全員により、本件については承認ということでお願いします。ありがとうございました。 続きまして、もう一点協議事項がございます。協議事項「②特定教育・保育施設の利用定員の設定」についてです。 事務局より説明をお願いします。
(事務局)	○特定教育・保育施設の利用定員の設定についての説明 協議事項2「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」(資料2) 続いて、議事(2)の特定教育・保育施設の利用定員の設定について説明させていただく。資料2をご覧ください。

はじめに、利用定員の設定や変更についての考え方を少しお話させていただく。本市では、待機児童を解消するため、市内全域で定員の増加を図り施設整備を推進してきたが、近年の少子化により、市全体でこどもの数が減少し続けていること、地域により人口に偏りがあること、幼稚園ニーズが減少していること、その一方で保育需要は依然として伸びていることを鑑みて、需要の多寡に応じた定員の設定を行っていることをご承知おきたい。

それでは資料の説明に移らせていただく。まず、特定教育・保育施設とは、市の条例で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を満たした認定こども園、幼稚園、保育所となる。

今回は、令和7年4月からの「小笠北認定こども園」の開園及び「おおぞら認定こども園」の民営化に伴い、それぞれの園の利用定員を設定するため、子ども・子育て会議条例に基づき、皆様にお諮りするものである。

1 菊川市の現状 をご覧ください。

先ほどの議事においても説明があったが、1号とあるのは3歳児から5歳児の幼稚園または認定こども園の幼稚部のお子さんで、2号とあるのは3歳児から5歳児の保育園または認定こども園の保育部のお子さん、3号とあるのは0歳児から2歳児の保育園または認定こども園の保育部のお子さんとなる。

市全体の特定教育・保育施設の令和6年4月1日現在の利用定員数は、1号認定が585人、2号認定が760人、3号認定が447人、合計で1,792人となっている。この利用定員数に対して利用児童数は1号認定が292人、2号認定が740人、3号認定が412人、合計すると1,444人となっている。

利用児童数は年度末に向け、年度途中の入所により人数は増えていくが、1号認定では供給が需要を上回っており、2号認定及び3号認定は利用定員に近い利用人数となっている。3歳児以上の状況としては、幼稚園ニーズの低下は継続して進んでおり、今後もこの傾向は続く見込みである。

2 利用定員の変更 をご覧ください。

令和7年4月1日からの利用定員の設定についての説明となる。

まず、小笠北幼稚園について、令和7年4月1日から現在の幼稚園から幼保連携型認定こども園となる。運営主体は菊川市で公立園のまま変更はない。

これまでの小笠北幼稚園では1号認定のお子さんのみ預かっていたが、幼保連携型認定こども園となることで、2号認定、3号認定のお子さんも預かることとなる。ただし、これまでの建設に係る協議において、近隣園への影響を考慮し、0歳児は預からないこととしている。各号ごとの定員は表に記載のとおりで、合計92名となる。

続いて、おおぞら認定こども園について、現在は公立園として菊川市が運営しているが、令和7年4月1日から社会福祉法人に運営を移管するため、私立園となる。園の形態は幼保連携型認定こども園から公私連携幼保連携型認定こども園となる。

公私連携幼保連携型認定こども園については、後程説明をさせていただく。利用定員については、現在のおおぞら認定こども園を利用している園児たちが継続して利用できるよう、基本的に今のおおぞら認定こども園の利用定員を引き継ぐものとなっている。しかし、おおぞら認定こども園でも1号認定の需要は低下しており、現状利用定員に満たない状況となっているので、民営化にあたり、利用定員と実際の利用人数との乖離を解消し、一定水準の教育・保育の質を担保するため、1号認定の利用定員のみ30名減らし、90名とする。これによ

	り、利用定員の合計は225名となる。 資料の2ページに移らせていただく。 先ほどの公私連携幼保連携型認定こども園については、中段に※印で説明を記載している。 この運営形態は、公立園を民営化するにあたって、運営を移管する法人に、こんな教育・保育をしてほしい、こんな事業はやってほしいということを協定書に定め、市が法人への指導監督・支援を行い、市と法人が連携して運営していく運営形態となる。保護者が心配している園の教育・保育の方針ががらりと変わってしまうことを避けることができ、また、協定に基づき市の職員を派遣することで、職員の入れ替わりによる園児や保護者への影響などを解消しながら民営化できるというメリットがある。 2ページの上段に目を移していただき、(3)では、今回の2つの園の利用定員の設定により、市全体の利用定員がどのようになるかを表に示してある。令和7年4月1日の「特定教育・保育施設の利用定員数」は1号認定398人、2号認定787人、3号認定459人、合計が1,644人となり、定員の枠にゆとりがあった1号認定が大きく減少し、2号認定と3号認定に少しゆとりができることとなり、実状に沿った利用定員数となる。 次のページの 3 利用定員を設定する認定こども園の概要 をご覧ください。 小笠北幼稚園は、幼保連携型認定こども園、運営主体は菊川市、所在地は菊川市嶺田となる。 おおぞら認定こども園は、公私連携幼保連携型認定こども園、運営法人は社会福祉法人春献美会、所在地は菊川市内田となる。 令和7年4月1日からおおぞら認定こども園を運営する社会福祉法人春献美会は、内田で小規模保育所なかうちだのぞみ保育園を経営している法人となる。 説明は以上。
(鈴木会長)	御説明ありがとうございました。説明について何か御質問、御意見ございましたら御発言をお願いします。
(委員)	私立になったことで、例えばこども何人に対して先生を何人配置するとかそういう点は充実していると思うが、給与についてはどうか。公立も私立も同じなのか、それとも私立の先生になったら給与下がってしまうのか。どういう契約をしているのか聞きたい。
(事務局)	利用定員については、現状255人を225人にして、少し減らす形となる。職員については、基本的に公立園の職員は小笠北認定こども園のほうに移っていく。おおぞら認定こども園の職員については新たな法人「社会福祉法人春献美会」が新たに職員の採用をして経営をしていくという形になる。給与については、法人の定めるものとなるので、実際の公立園の職員とどれだけ差があるかは分からない。職員の人数が足りないということでは運営はできないので、最低限の配置基準は満たしてもらうように法人には事前に話をしているところである。
(委員)	民営化された園でたとえばこども10人に対して先生1人配置となったら、定期的に監督・チェックに行くのか。
(事務局)	基準どおりに運営ができているかどうかというところについては、公私連携幼保連携型認定こども園の特徴の一つとなるが、毎年我々が園の方へ赴き、書類

(鈴木会長)	を見させていただいたり、聞き取りをさせていただいたりという中で指導・監査をしていく予定でいる。 形が変わって質が下がってしまったのでは意味がない。配置基準については公私関係なくきっちりやっていくところであるが、注視していく必要はあると思う。 そのほか、御質問・御意見よろしいでしょうか。 それでは協議事項②について、ここで質疑を終了させていただきます。では承認に入らせていただきます。お諮りをいたします。協議事項「②特定教育・保育施設の利用定員の設定」について承認される方は挙手をお願いいたします。
(委員)	(挙手) 挙手全員により、本件については承認ということをお願いします。 それではここから報告事項に入らせていただきます。報告事項「①菊川市こども計画の施策体系について」でございます。事務局より説明を求めます。
(事務局)	「菊川市こども計画」の施策体系について 「菊川市こども計画（抜粋） 施策体系・第４章・第５章（未定稿）」（資料３） 報告事項の１「菊川市こども計画」の施策体系について。 ご覧いただく資料は、右肩に資料３と書かれた「菊川市こども計画（抜粋） 施策体系・第４章・第５章（未定稿）」という資料となる。 なお、参考資料として、３種類のアンケート結果の概要をお付けしている。本日、内容の説明は省略させていただくが、こうしたアンケート結果を参考としながら、「こども計画」の策定を進めているところである。 それでは、資料３により、「こども計画の施策体系」について、説明させていただく。表紙をおめくりいただき、裏面の目次（案）をご覧ください。 ここで、１点訂正をお願いします。目次の一番上の行に「第１章 計画策定の背景」とあるが、第２章と同じ言葉になっているので、第１章は「計画策定にあたって」と訂正をお願いしたい。 ご覧のとおり、計画は、第１章から第７章により構成される予定である。 本日は、このうち、赤枠で囲った第４章と第５章について、皆さんに御提示し、御意見を伺いたいと考えている。なお、計画全体の案は、次回の会議でお示しする。 それでは、説明に入らせていただく。１ページ目、Ａ３の施策体系図をご覧ください。 これは、計画の「基本理念」や「基本目標」、その目標ごとの施策などについて、図にした形でお示ししたものとなる。 まず、一番左の「基本理念」をご覧ください。これは、本市の「こども計画」全

体をイメージしていただくキャッチフレーズ的なもので、「こどもまんなか しあわせのわ きくがわ ～すこやかに育ち 自分らしく輝けるまち～」とした。このようにした想いについて、「こどもまんなか」とは、「こどもの利益を最優先に考え、すべてのこどもや子育て中の方を応援する社会を実現する」といった、こども家庭庁が掲げる理念を表す言葉を引用している。

「しあわせのわ きくがわ」は、こどもを真ん中にしながら、家庭や地域、幼児施設や学校、企業や行政など、様々な主体が「わ」になりながら、こども・子育てを支えていくまち「菊川市」を目指すことを表している。

また、サブタイトルとして掲げた「～すこやかに育ち 自分らしく輝けるまち～」は、誰もが心身ともにすこやかに育つことができるよう、社会全体で支え合うとともに、すべてのこども・若者が権利の主体であることを共有し、一人ひとりが、それぞれの特性を生かしながら、自分らしく輝けるまちを目指すことを表している。

●「基本目標」について

基本目標1は、「すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち」として、ライフステージを通して取り組む必要がある施策に関する目標である。

基本目標2は、「一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち」として、ライフステージごとに取り組む必要がある施策に関する目標である。

基本目標3は、「みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち」として、子育て当事者への支援に関する目標である。

●「こども施策の展開」について

ここが計画の第4章にあたる部分となる。国が定めた、こども施策の基本的な方針である「こども大綱」をベースに、先ほどの「基本目標」ごとに、様々な施策を掲げている。

そして、一番右が「こども施策を推進するための取組」、ここが計画の第5章となる部分である。ここでは、こども・若者の社会参画や意見反映を推進するための取組について、4つの施策を掲げている。

以上、「こども計画」を形づくる、施策の体系について、全体を概観していただいた。

それでは、計画の第4章・第5章について、順にご説明させていただく。なお、ボリュームが大きいので、要点を絞った説明とさせていただく。

●第4章「こども施策の展開」について

2ページをご覧ください。

◎基本目標1「すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち」に関する取組について。

「現状と課題」では、全国的な少子化の波は、本市も例外ではなく、出生数の減少傾向が続いていること。こども・若者を権利の主体として捉える必要があること。貧困やヤングケアラーなど、多様化・複雑化する課題に対し、個々のケースに応じた支援が必要であること。そして、こども・若者の悩みに寄り添った支援が必要であることなどを挙げている。

こうした課題を解決するため、「取組の方向性」に記載された視点をもって、四角で囲った7つの「施策」に取り組んでいく。

それでは、この7つの「施策」について、順を追って、説明させていただく。3ページをご覧ください。

	○施策1「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」について ここでは、6つの事業を挙げている。 そのうち、No.3の「菊川市こども・わかもの参画宣言の周知・啓発」において、昨年11月に行ったこの宣言により、菊川市はこども・若者のまちづくりへの参画について、地域・NPO・学校・企業・行政等が協働しながら、より積極的に推進していく姿勢を明らかにした。 こうした思いが込められた宣言について、市民の皆さんに、広く周知・啓発を行おうとするものである。 ○4ページ、施策2「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」について ここでは、6ページに掛けて、20の事業を掲げている。 そのうち、No.11「起業を志す若者への創業支援」が、新たな取り組みとして挙げられる。今年3月にオープンした「産業支援センターENGAWA」では、創業をサポートする様々な取組が行われているが、若者の起業に対する思いを形にする支援を行っていく。 ○7ページ、施策3「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」について ここでは、8ページに掛けて、12の事業を掲げている。 そのうち、No.31「こども医療費助成制度の推進」について、昨年10月から、通院に掛かる費用の自己負担分を無くし、こども医療費の無料化を行った。今後も、こどもの健やかな成長とご家庭の経済的な負担軽減に取り組んでいく。 ○9ページ、施策4「こどもの貧困対策」について ここでは、10ページに掛けて、12の事業を掲げている。 そのうち、No.45「ひとり親家庭等生活向上事業」は、今後実施を予定している事業で、ひとり親家庭等に対し、大学受験料や模試試験受験料の支援を行おうとするものである。なお、これは、No.40「生活困窮者自立支援事業」の学習支援と合わせて実施するものとなる。 ○11ページ、施策5「障害児支援・医療的ケア児等への支援」について ここでは、12ページに掛けて、17の事業を掲げている。 そのうち、No.54「公立園と私立園の連携によるインクルーシブ教育の推進」において、来年4月に「菊川市立小笠北認定こども園」が開園する。この園では、公立園の役割の一つとして、私立の園を訪問し、市内の園全体でインクルーシブ教育の推進を図っていく。 ○13ページ、施策6「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」について ここでは、14ページに掛けて、10の事業を掲げている。 そのうち、No.70「包括的な相談支援体制の強化」において、今年の4月から子育て応援課内に設置した「こども家庭センター」では、相談支援の対象を広げ、18歳までのこどもについて、切れ目のない支援を行っていく。 ○15ページ、施策7「こども・若者の自殺対策、犯罪や事故などからこども・若者を守る取組」について ここでは、16ページに掛けて、15の事業を掲げている。 そのうち、No.83「防犯灯の設置」において、市では、自治会からのご要望に応じ、新規に防犯灯を設置することに加え、既存の防犯灯のLED化も併せて進めてい
--	--

る。こうした取組みを進めることにより、地域の防犯を始め、事故防止にもつながっていく。

以上が、目標 1 に関する施策・事業となる。

次に、17ページをお開きください。

◎基本目標 2 「ひとり一人の成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち」に関する取組について

「現状と課題」では、就学前や学童期、青年期といったライフステージに応じた支援が必要であること。多様化する幼児教育・保育に対するニーズに応えるため、保育士等のスキルの向上を図る必要があること。こどもが安心して通うことができる学校として、こどもが思い悩んでいるときに、適切な支援を提供することが大切であること。そして、若い世代の出会いや結婚、就労などに対する支援に取り組む必要があることなどを挙げている。

こうした課題を解決するため、「取組の方向性」に記載された視点をもって、四角で囲った 3 つの「施策」に取り組んでいく。

それでは、この 3 つの「施策」について、順を追って、主な事業の説明をさせていただきます。

18ページをご覧ください。

○施策 1 「こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供」について

ここでは、22ページに掛けて、39の事業を掲げている。

そのうち、No.105 「こども誰でも通園制度」について、これは、保護者の就労の有無を問わず、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度である。国が打ち出した、令和8年度からの本格実施に向け、本市でも準備を進めていく。

○23ページ、施策 2 「学童期・思春期に必要な支援の提供」について

ここでは、26ページに掛けて、35の事業を掲げている。

そのうち、26ページのNo.142 「学舎コミュニティスクールの推進」について、これは、小中一貫教育「学びの庭構想」のもと、中学校区を一つの単位とし、「小中学校のたての接続」や「学校と地域のよこの接続」による教育を進めていくことを目指し、本年度からスタートしたものである。

今後も仕組みを整えながら、「地域とともにある学校」・「学校を核とした地域づくり」に取り組んでいく。

○27ページ、施策 3 「青年期に必要な支援の提供」について。

ここでは、7つの事業を掲げている。

この中では、No.150 「出会い・交流の場の創出」について、これは、静岡県と県内市町が運営する公的な結婚支援機関である「ふじのくに出会いサポートセンター」に引き続き参加し、結婚を希望する方へ出会いの場を提供するものである。

28ページをお開きください。

◎基本目標 3 「みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち」に関する取組について

「現状と課題」では、家庭の経済状況がこどもの進路に影響を及ぼす影響を抑えるよう、負担の軽減を図る必要があること。子育て家庭が孤立しないための取り組みを充実させる必要があること。共働きや共育の意識を高め、社会全

	体で子育てを支えることが必要であること。そして、ひとり親家庭に対する経済的な支援はもとより、保護者の就労支援にも取り組む必要があることなどを挙げている。 こうした課題を解決するため、「取組の方向性」に記載された視点をもって、四角で囲った4つの「施策」に取り組んでいく。 それでは、この4つの「施策」について、順を追って、主な事業の説明をさせていただきます。 29ページをご覧ください。 ○施策1「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」について ここでは、30ページに掛けて、10の事業を掲げている。 そのうち、No.153「児童手当の支給」について、児童手当は、今年の10月分から、支給対象年齢が15歳の年度末から18歳の年度末に引き上げられるなどの拡充がされた。こうした取組みにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていく。 ○31ページ、施策2「地域子育て支援、家庭教育支援」について ここでは、32ページに掛けて、12の事業を掲げている。 そのうち、No.157「子育てサークルの支援」について、現在市内では、複数の自主的な子育てサークルが活動していただいている。引き続き、こうした方々の活動を支援していく。 ○33ページ、施策3「共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」について ここでは、8つの事業を掲げている。 そのうち、No.159「イクボス・イクメンの周知・啓発」について、部下や同僚の育児やワークライフバランスに理解のある上司である「イクボス」、子育てを楽しむ、自身も成長する男性である「イクメン」について啓発し、仕事と子育てを両立できる社会を目指していく。 ○34ページ、施策4「ひとり親家庭への支援」について ここでは、7つの事業を掲げている。 そのうち、No.47「自立支援教育訓練の促進」やNo.48「高等職業訓練の促進」について、ひとり親家庭の母又は父の就業に関する支援を行う。 第4章「こども施策の展開」に関する説明は以上。 ●第5章「こども施策を推進するための取組」について それでは、次に、計画の第5章、「こども施策を推進するための取組」について、説明させていただきます。 35ページをご覧ください。 この第5章が、昨年4月に施行された「こども基本法」の趣旨を踏まえた部分であり、菊川市が「こども施策」を推進するにあたり、当事者であるこども・若者の声を聴き、その声を施策に反映させていくために必要な取組を掲げている。本市では、これまで、こども・若者の声を聴き、まちづくりに生かそうとする取組が進められており、ここ数年は、こども・若者自身が実践するまちづくり活動も広がりを見せている。 このように、他市に比べても、先んじた取組を行ってきたが、課題も少なくない。その一つが、声を上げにくい環境にあるこども・若者を始めとして、より多
--	---

(鈴木会長)	くのこども・若者が意見を表明する機会・手段が、まだ十分ではないことが挙げられる。そのため、すべてのこども・若者がまちづくりに対して意見を表明することができ、その声を施策に反映させるための仕組みづくりを推進していく必要がある。こうした課題を解決するため、「取組の方向性」に記載された視点をもって、四角で囲った4つの「施策」に取り組んでいく。 それでは、施策ごと、主な事業の説明をさせていただく。 36ページをご覧ください。 ○施策1「こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実」について ここでは、7つの事業を掲げている。そのうち、No.164「菊川版オンラインプラットフォームの活用促進」について、市の事業や計画などに対して、声を上げにくい環境にあるこども・若者も含め、広く意見を伺い反映していくため、安心して意見を表明する場としてオンラインプラットフォームを導入し、その活用を推進する。 ○37ページ施策2「こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組」について ここでは、4つの事業を掲げている。 そのうち、No.170「委員会や審議会等へのこども・若者の登用」について、これまで、市が主催する審議会などには、こどもや若者が参画する機会はほとんどなかった。こども基本法が施行された今、こども・若者の声を聴き、施策に反映することが求められている。今後は、この「子ども・子育て会議」のように、審議会等へのこども・若者の登用を進める。 ○38ページ、施策3「こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成」について ここでは、4つの事業を掲げている。 そのうち、No.173「こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援する人材等の確保」について、活動を支援する人材である「ユースワーカー」の確保や、活動の拠点となる「ユースセンター」の導入を目指していく。 ○39ページ、施策4「こども・若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備」について ここでは、4つの事業を掲げている。 そのうち、No.174「こども・若者参画支援交付金制度の運用」において、これは、本年度から新たにスタートした制度で、こども・若者の自主的な地域づくり活動を支援するため、上限5万円を助成するものである。こども・若者の「やる気」をサポートするため、活動しようとする当年度の申請でも受け付けている。 以上が、第5章「こども施策を推進する取組」についての説明となる。 以上、報告事項1「菊川市こども計画」の施策体系の説明とさせていただく。 なお、このあと、委員の皆様から御意見を頂戴させていただくが、本日お答えできないものもあるかと思う。その際は、持ち帰らせていただき、計画への反映の可否も含めて、次回の会議でお示しすることをご了解願いたいと思う。説明は以上。 事務局の説明ありがとうございました。ここで、本会議のアドバイザーの「土肥潤也様」からコメントをいただきたいと思います。土肥様、よろしくお願いいたします。
---------------	--

(土肥アドバイザー)	今説明いただいたところで、菊川市のこども計画等の策定にあたってポイントになりそうなことといくつか提案をさせていただければと思う。大きく4点ある。 1点目：第5章の中でこどもの意見聴取・意見反映の次年度以降のこども計画の中での取組について説明があったが、まず大前提としてこども計画にちゃんとこども・若者の意見を反映するということがある。そういった意味で菊川市の中でもすでにこども・若者の意見聴取、ニーズ調査してそれがどういうふう に計画に反映されたのかということイメージする必要があると思うので、その点について加えて、次回以降示していただきたい。 2点目：今日のところだが、実際に内容を見ていくと、こどもの意見聴取や意見反映に関する内容のところが非常に多くなっている。現状「こども施策を推進する取り組み」というふうにタイトルが書かれているのだけれども、もう少し踏み込んで「こどもの社会参画や意見反映を推進する取り組み」というふうに書き換えてもいいのではないかなと考えた。 3点目：こども・若者ということを考えると、菊川市先行して様々な取り組みされているのは承知しているが、内容を見ると高校生に限った取り組みが非常に多い。小学生だったり、未就学児だったりもう少し小さいお子さんたちの意見を聴いたり、社会に参画させるような取り組みが薄いと感じる。この点も次回以降考えていただきたい。 4点目：子ども・子育て会議の中にも高校生と大学生の委員の方々に入っているわけだが、こども・若者が委員として参加するときは審議会の在り方というのにももう少しやり方を考えられるといいと考える。というのは、こども・若者が会議の中に参加することを考えると、ここにいる高校生・大学生が安心・安全に発言できる環境を作らなければいけないと思う。もちろん様々な工夫をしていただいているのだが、現状いわゆる行政っぽいスタイルで会議を行っているので、高校生・大学生たちが本当に安心して意見を言える会議になっているかというところ少しまだ堅い、難しいような気がする。実際のところ、参加している高校生・大学生の皆さんがどういう感想を持たれているか分からないが、少し難しいところがあるのかなということを見ると、高校生・大学生が大人たちに合わせるのではなくて、大人たちからこども・若者が発言しやすい環境を作っていくということが重要ではないかと思う。こういった会議の形ひとつとっても市としてどういうふうにこども・若者の意見を反映させたいのかという姿勢に繋がってくると思うし、この子ども・子育て会議がその根幹になっているような会議体であると思うので、そうしたことも含め今までやっていなかったことなので徐々に変えてくことができるとより良いと感じた。 私からのコメントは以上だが、高校生・大学生の皆さんからこの子ども・子育て会議を現状どう思っているかということも含めてコメントいただけるといいのかなと思う。
(鈴木会長)	ありがとうございました。 説明を受けたこども施策のところと、子ども・子育て会議に関する率直な思いも併せて、高校生・大学生の委員の皆さんにお聞きしたいと思います。
(委員)	37ページの施策(2)が印象に残っていてその中でこども・若者が意見交流や話し合いをできる機会が増えるところがとても良い案だと思った。 しかし、その中でも未就学児や小学生からも意見を聴く機会が必要だと感じて

(委員)	いる。私自身も市政に興味を持ち知ろうとしたのはこの子ども・子育て会議がきっかけだったので、このように市政に関心を持ってもらうためには何かきっかけが必要だと思うので。まちづくりについて例えば学校でも授業として取り入れたり、体験できる場をつくることによってまちづくりに関しての関心を持ちやすく、より身近に感じるため、こどもの声が聴きやすくなると考えた。 会議はまだ2回目で緊張している。私の考えが土肥さんと重複する部分もあるが、思ったことを話せればと思う。 私が気になったのは35ページの3段落目で、「これまでも、こども・若者の声を聴き」とあるので、今まで何か取り組みをされてきたということだと思う。第5章の4でこども・若者が関心を持つ「関心」という言葉が多く使われているが、多く使われているということは、今現在はこども・若者からは「関心」を持たれていないということだと思う。 私が思うに、私たちが興味や関心を持てていないのは「言っても反映されない」という感情がまだ残っているのかなと思う。 実際に私の高校では、中学3年生まで学校指定の校則のカバンがあったが、それがけっこう重く、生徒が不満に思っていた。生徒会中心にアンケートにより生徒の意見を聞いて、その結果を先生たちに打診したところ、カバンが自由化したという事例がある。事例があることで、今の私たちは声をあげたら変えることができるという認識を持っている。どんな取り組みがあり、どうそれが生かされて、どういう反省があったかということ、この資料ではなくてもいいので、一度示す機会が必要ではないかと思った。
(委員)	今回の36ページの事業No. 164の「菊川版オンラインプラットフォームの活用推進」というものに興味を持った。その理由としては、他の事業はまちづくりに興味があるこどもとか高校生とか限られた子供たちの意見が反映される場が多いと感じたが、オンラインで誰でも広く意見を聴けるという所でとても興味を持った。でもその一方で市の事業や各種計画の策定等とあるが、少し堅いと感じる。 皆さんおっしゃったとおり、乳幼児の子や障害のある子、外国籍の子や意見を発することに何か課題を抱えている子たちがこれを活用できるのかとか、貧困層でスマホが無い子がどうやったら発信できるのかとか。「誰でも」というところに関しては難しいと思う。こういう市の事業や計画の策定をまず知ることが大切。読み聞かせや子ども食堂といった、本や食を媒介として、市のやっていることを伝えたりして、そのときの場で実直な声を聴くのが大切ではないかと思った。 今回の子ども・子育て会議に参加していて、土肥さんもおっしゃっていたが、自分が意見を言うときに「会議の方針に合っているのかな」とか「今言っている事なのか」と考えてしまうことがある。堅い言葉や難しい言葉について私の勉強不足もあるかもしれないが、その部分がもう少しやわらかくなったら嬉しい。
(鈴木会長)	土肥さん、高校生・大学生委員の皆さん、ありがとうございました。 若い方たちの意見が出ましたので、いったん事務局のほうに何かコメントがあればお願いいたします。
(事務局)	土肥さん、高校生・大学生の皆さん御意見いただきありがとうございました。 まず土肥さんから、「アンケート結果やこども・若者からの意見聴取をしたものがどう計画に反映されたかを示す方がよい」というアドバイスをいただいた。先日、土肥さんにもご参加いただいたが、9月10日にこども・若者参画協議会という高校生や大学生、先生方、こども・若者をサポートするような方々が集まる

(鈴木会長)	会議体があり、そこでも御説明をし意見を頂戴したところである。アンケートについても、最初に申し上げたダイジェスト版を配布させていただいたが、アンケート結果も記載されているので、計画にどのように反映されたかというのをお示しできるような考え方をもちたいと思う。 第5章の「こども施策を推進する取り組み」というのが非常に分かりにくいということで、ここについてはご提案のとおり「こども・若者の社会参画や意見反映に関する取り組み」にご提案の方向に向かって変更したいと考える。 一つ宿題をいただいたと思うのが、高校生年代については御意見をいただいたり、社会参画をしていたりする場合は市内に多くあるが、小学生や未就学児の方々の意見を聴くのは難しいところである。今その分は薄いところがあると思うので、こういったアプローチができるかということを含めて、土肥さんのアドバイスを頂戴しながら考えていきたいと思う。 「こども・若者が会議に参加するときに安心して意見が言える会議にした方がよいのではないか」という点について、おっしゃるとおりだと思う。榛葉さん、藤原さん、増田さんにも、事前に会議当日はこんな話をするというのをお話させていただいるが、実際には難しい言葉が並ぶような会議であるし、堅い場でもあるので、なかなか意見が言いにくいところがあると思う。今後子ども・子育て会議は続いていくので、この会議だけではなく、こども・若者が参加する会議においては、そうした雰囲気づくりについても考えていきたい。 「未就学児から中学生までまちづくりに関心を持ってもらうために、どんな取り組みをしてきたかというのを明らかに提示する必要がある」という御意見について。先ほど申し上げたとおり、高校生年代に関しては、常葉菊川高校・小笠高校両方の学校と包括的な連携協定を結ぶ中で様々な取り組みにご協力いただいているところである。中学生に対しても教育委員会を始めアプローチをしているが、なかなか小学生、未就学児については薄い部分もあるので、そうしたところの取組についても考えていきたい。 「こども・若者で関心持っていない人が多い」という意見について、確かにそのとおりだと思う。こうした会議に出ていただく高校生・大学生の皆さんについてはまちづくり・地域づくりに非常に関心を持っている方がいらっしゃるけれども、大多数の方は関心をお持ちでなかったり、中には声を上げにくい環境にいるお子さんもいるのでそうした方々の声を聴くための一つのツールとして「オンラインプラットフォーム」を少し紹介したが、今後実効性があるような形で運用しなければいけないと考えている。 オンラインプラットフォームについて、「スマホを持っていないこどものような、実際手段としてもオンラインプラットフォームの活用が難しい世帯の方には、読み聞かせや子ども食堂などの機会を通じてこどもの意見を聴いたらどうか」というご提案をいただいた。こども家庭庁は、こども・若者の意見を聴くにあたっては様々な手段を組み合わせながら行うことというふうに申しているので、そうした視点に立ちながら、意見を伺いながら施策に反映する取り組みを進めていく必要があると感じている。 事務局からのコメントありがとうございます。 土肥さん、高校生、大学生の皆さん、いかがでしょうか。今のコメントに対して、御意見や御質問があれば遠慮なくお願いします。
--------	--

(土肥アドバイザー)	今言っていたように高校生年代の取り組み、がこれだけ進んでいるのは県内のみならず全国的に見てもかなり珍しいことだと思う。良いところは伸ばして、まだできていないところを少しずつ補っていただく形で変えていければいいと思う。 この会議の時間の中では難しいかもしれないが、高校生・大学生、参加している委員の方たちから、「菊川市で今後取り組むこども・若者が参加する会議でどうやったらもっと意見が言いやすくなるのか」について、そもそも口の字型の会議の形でいいのかとか、距離が遠すぎないのかとか、ラフなところから御意見いただいて。こどもが参加しやすい会議になると、大人も参加しやすい会議になると思うので、忌憚のない意見をいただきながらアップデートできるといいと思う。
(鈴木会長)	土肥さん、高校生・大学生委員の皆さん、よろしいでしょうか。 ありがとうございました。 それでは、これより、皆様から、御質問や御意見をいただきたいと思います。ただいまの「こども計画」について、御質問や御意見はございますか。
(委員)	目標2のところで「一人一人の成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち」になっている。 施策1 こどもの誕生前から幼児期に必要な支援、それから学童期、そのあと青年期というふうになっている。いろいろなところで言わせていただいているが、菊川市は相談窓口がブツブツと切れてしまうという実情があると思う こちらの文章で見ても、20ページ、事業No. 101の「健康相談、健診の相談」は子育て応援課がやっている。教育の相談に関しては、24ページ、事業No. 132の「教育相談の実施」、事業No. 133の「特別支援教育の充実」という形で学校教育課がやっている。 こどもの健康の相談、発達の相談においては学校教育課だけではなく、そのま子育て応援課、こども政策課のほうで引き続き同じようにしていただきたいと思った。そのあとの青年期になったときに、心の健康相談という形で健康づくり課がまた入ってくる。学童期のところがどうしても学校任せになってしまうというところで、学校の中では教育のところはなかなかよく見ていただくことはできるけれど、こどもの心の育ちであったり保護者の不安感というところは学校だけでは網羅できない部分であると考え。あと外国籍のこども達も、学校の中の相談業務ということよりも、ともに横にいて携わってくれる大人という意味では福祉課、こども政策課、子育て応援課というように、途切れないよう、学童期も落とさないような形で支援をしていただけたらいいと思った。
(事務局)	今年度、こども家庭センターを設置した。発達等療育の関係の支援に関しても0～18歳までということで、今までは就学前のこどもに力を入れていたが、今おっしゃっていただいたような切れ目というところが多少強化しなければいけないということで、18歳まで子育て応援課で窓口を設けて相談に応じるということは今始めている。 学齢期のお子さんについても、子育て応援課では学校と通じて、その家庭の困りごと等、学校生活だけでなく、家での生活等のことについてもこちらで相談を承って適切な支援に繋いで成長を支えていくということを試みているので、そちらのほうも順次対応させていただいて充実させるような支援を行っていきたいと考えている。
(鈴木会長)	ほかに御質問や御意見はございますか。

(西川こども政策課長)	(質疑無し) それでは、質疑を終了します。 本件につきましては、報告事項ということで、この場で承認を求めるものではありません。事務局には、本日出された意見を持ち帰っていただき、可能な限り、計画に反映する方向で検討していただきたいと思います。 また、先に、事務局から説明があったとおり、「こども計画」全体につきましては、次回の会議で示されるとのことですので、その場でも御意見を伺えるものと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、以上で、本日の協議事項は終了となります。進行を事務局へお返しします。 会長ありがとうございました。 次に次第の5『その他』となります。 次回の開催予定ですが、11月中旬に予定させて頂きたいと思います。具体的な日程や会議開催場所等詳細につきましては、おって連絡させていただきます。 以上で、令和6年度第2回子ども・子育て会議を終了します。 以上
--------------------	---